

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 都立自然公園</p> <p> 第一節 都公園事業（第五条 第十八条）</p> <p> 第二節 保護及び利用（第十九条 第三十条）</p> <p> 第三節 風景地保護協定及び公園管理団体（第三十一条 第三十六条）</p> <p> 第四節 雑則（第三十七条 第四十一条）</p> <p>第三章 自然公園施設</p> <p> 第一節 自然公園施設の設置等（第四十二条 第四十四条）</p> <p> 第二節 都以外の者の自然公園施設の管理等（第四十五条 第四十七条）</p> <p> 第三節 自然公園施設の占用（第四十八条 第五十七条）</p> <p> 第四節 有料施設及び有料用具（第五十八条 第六十二条）</p> <p> 第五節 雑則（第六十三条 第六十八条）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 都立自然公園</p> <p> 第一節 都公園事業（第五条 第十八条）</p> <p> 第二節 保護及び利用（第十九条 第二十九条）</p> <p> 第三節 雑則（第三十条 第三十四条）</p> <p>第三章 自然公園施設</p> <p> 第一節 自然公園施設の設置等（第三十五条 第三十七条）</p> <p> 第二節 都以外の者の自然公園施設の管理等（第三十八条 第四十条）</p> <p> 第三節 自然公園施設の占用（第四十一条 第五十条）</p> <p> 第四節 有料施設及び有料用具（第五十一条 第五十五条）</p> <p> 第五節 雑則（第五十六条 第六十二条）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 総則</p>

第一条及び第二条（現行のとおり）

（公園事業となる施設の種類）

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一から十一まで（現行のとおり）

十一 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。以下同じ。）

第四条（現行のとおり）

第二章 都立自然公園

第一節 都公園事業

第五条から第八条まで（現行のとおり）

（施設の変更等の承認）

第九条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 第一項の規定にかかわらず、変更しようとする事項が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、知事の承認を受けることを要しない。

一（現行のとおり）

第一条及び第二条（略）

（公園事業となる施設の種類）

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一から十一まで（略）

第四条（略）

第二章 都立自然公園

第一節 都公園事業

第五条から第八条まで（略）

（施設の変更等の承認）

第九条（略）

2（現行のとおり）

3 第一項の規定にかかわらず、変更しようとする事項が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、知事の承認を受けることを要しない。

一（略）

二 第二十五条各号に掲げる行為に該当するもの

4 (現行のとおり)

第十条から第十八条まで (現行のとおり)

第二節 保護及び利用

第十九条 (現行のとおり)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第二十条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記第十五号様式から第二十六号様式までによる申請書を知事に提出しなければならない。

2 (現行のとおり)

3 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築(条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあっては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 (現行のとおり)

二 第二十四条各号に掲げる行為に該当するもの

4 (略)

第十条から第十八条まで (略)

第二節 保護及び利用

第十九条 (略)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第二十条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記第十五号様式から第二十四号様式までによる申請書を知事に提出しなければならない。

2 (略)

3 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築(条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあっては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 (略)

一 当該行為により得られる自然的及び社会経済的な効用

三及び四（現行のとおり）

4から6まで（現行のとおり）

7 条例第十二条第一項の許可を受けた者が、許可を受けた内容と異なる行為をしようとする場合は、新たに申請を行うものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、別記第二十七号様式による変更届及び変更した内容に係る第一項若しくは第二項に掲げる書類又は図面及び変更した理由を記載した書類その他知事が必要と認める書類若しくは図面をあらかじめ知事に届け出るときは、この限りでない。

一 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

三及び四（略）

4から6まで（略）

7 条例第十二条第一項の許可を受けた者が、許可を受けた内容と異なる行為をしようとする場合は、新たに申請を行うものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、別記第二十五号様式による変更届及び変更した内容に係る第一項若しくは第二項に掲げる書類又は図面及び変更した理由を記載した書類その他知事が必要と認める書類若しくは図面をあらかじめ知事に届け出るときは、この限りでない。

一から三まで (現行のとおり)

8 条例第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して十四日以内に別記第二十八号様式による完了届及び次に掲げる書類及び図面のうち知事が必要と認めたものを提出しなければならない。

一から三まで (現行のとおり)

(集積等を制限される物)

第二十一条 条例第十二条第一項第六号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

一 土石

二 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)

三 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。)

(採取等を制限される植物)

第二十二条 条例第十二条第一項第九号に規定する規則で定める植物は、別表第一に掲げるものとする。

一から三まで (略)

8 条例第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して十四日以内に別記第二十六号様式による完了届及び次に掲げる書類及び図面のうち知事が必要と認めたものを提出しなければならない。

一から三まで (略)

(採取等を制限される植物)

第二十一条 条例第十二条第一項第八号に規定する規則で定める植物は、別表第一に掲げるものとする。

(特別地域内の行為の許可基準)

第二十三条 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る同条第二項の規則で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一から五まで (現行のとおり)

(特別地域内の行為の許可基準)

第二十二條 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る同条第二項の規則で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一から五まで (略)

六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2及び3 (現行のとおり)

4 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

六 当該建築物の撤去に関する計画において、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2及び3 (略)

4 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。))若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一から六まで（現行のとおり）

七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十分パーセントを超えないものであること。

八から十一まで（現行のとおり）

5から9まで（現行のとおり）

10 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一から八まで（現行のとおり）

九 支障木（当該行為の施行の際に支障となる樹木。以下「支障木」という。）の伐採が僅少であること。

十（現行のとおり）

11及び12（現行のとおり）

13 条例第十二条第一項第二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一（現行のとおり）

二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

一から六まで（略）

七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十分パーセントを超えないものであること。

八から十一まで（略）

5から9まで（略）

10 条例第十二条第一項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一から八まで（現行のとおり）

九 支障木の伐採が僅少であること。

十（略）

11及び12（略）

13 条例第十二条第一項第二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一（略）

二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ（現行のとおり）

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な都立自然公園の利用地点から望見されない場合は、この限りでない。

(2) 及び (3)（現行のとおり）

三及び四（現行のとおり）

14（現行のとおり）

15 条例第十二条第一項第三号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 条例第十二条第一項の規定による許可を受け、又は条例第十二条第三項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行つもの（次号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ（略）

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 一伐区面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な都立自然公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。

(2) 及び (3)（略）

三及び四（略）

14（略）

15 条例第十二条第一項第三号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 条例第十二条第一項の規定による許可を受け、又は条例第十二条第三項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行つもの（次号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ (現行のとおり)

ロ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

ハ (現行のとおり)

ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

一から五まで (現行のとおり)

16 及び 17 (現行のとおり)

イ (略)

ロ 自然的及び社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

ハ (略)

ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

一から五まで (略)

16 及び 17 (略)

18 条例第十二条第一項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、当該行為が、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、農林漁業に付随して行われるもの又は公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであって、第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。

二 廃棄物を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

四 自然的及び社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮くい物により利用施設等その他の主要な都立自然公園の利用地点から明瞭に望み見られるものでないこと。

六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。

七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、都公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。

九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、又は流出するおそれがないこと。

十 支柱木の伐採が僅少であること。

十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

19 条例第十二条第一項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 から四まで (現行のとおり)

20 条例第十二条第一項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 (現行のとおり)

二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するた

18 条例第十二条第一項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 から四まで (略)

19 条例第十二条第一項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 集団的に建築物を建築する敷地を造成するためその他土地を

めに行われるものでないこと。

三 土地を階段状に造成するものでないこと。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。

四 (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

六 (現行のとおり)

七 (現行のとおり)

八 (現行のとおり)

21 条例第十二条第一項第九号及び第十号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 (現行のとおり)

二 採取し、若しくは損傷しようとする植物又は捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物若しくは採取し、若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動物の保存に資する場合又は在来の動物の保存その他当該特別地域における在来の風致の維持のために必要と認められる場合は、この限りでない。

階段状に造成するために行われるものでないこと。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

20 条例第十二条第一項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 採取し、又は損傷しようとする植物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該植物の保存に資する場合は、この限りでない。

ない。

22 条例第十二条第一項第十一号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

23 条例第十二条第一項第十二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一及び二（現行のとおり）

24 自然的及び社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第十二条第一項各号に掲げる行為については、知事は、当該基準の特例を定めることができる。

25 条例第十二条第一項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

一 申請に係る地域の自然的及び社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。

二及び三（現行のとおり）

21 条例第十二条第一項第九号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

22 条例第十二条第一項第十号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一及び二（略）

23 その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第十二条第一項各号に掲げる行為については、知事は、当該基準の特例を定めることができる。

24 条例第十二条第一項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。

二及び三（略）

(既着手行為等の届出書)

第二十四条 条例第十二条第三項から第五項までの規定による届出書は、別記第二十九号様式から第三十一号様式までによる届出書を提出して行うものとする。

2 (現行のとおり)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十五条 条例第十二条第六項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一から九まで (現行のとおり)

- 十 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくは八に掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びりポートを除き、同号八に掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とつ載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

(既着手行為等の届出書)

第二十三条 条例第十二条第三項から第五項までの規定による届出書は、別記第二十七号様式から第二十九号様式までによる届出書を提出して行うものとする。

2 (略)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第二十四条 条例第十二条第六項第二号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一から九まで (略)

- 十 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくは八に掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車所及びりポートを除き、同号八に掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第二条第二項に規定する沿岸漁業をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

十一から四十二まで（現行のとおり）

四十三 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

四十四 耕作の事業に伴い通常発生する物を集積し、又は貯蔵すること。

四十五 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

四十六 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

四十七 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

四十八 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

四十九 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

五十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

十一から四十二まで（略）

五十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵するに当り。

五十二 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵するに当り。

五十三 (現行のとおり)

五十四 (現行のとおり)

五十五 (現行のとおり)

五十六 (現行のとおり)

五十七 (現行のとおり)

五十八 (現行のとおり)

五十九 (現行のとおり)

六十 (現行のとおり)

六十一 (現行のとおり)

六十二 (現行のとおり)

六十三 (現行のとおり)

六十四 (現行のとおり)

六十五 (現行のとおり)

六十六 (現行のとおり)

六十七 (現行のとおり)

四十三 (略)

四十四 (略)

四十五 (略)

四十六 (略)

四十七 (略)

四十八 (略)

四十九 (略)

五十 (略)

五十一 (略)

五十二 (略)

五十三 (略)

五十四 (略)

五十五 (略)

五十六 (略)

五十七 (略)

六十八 (現行のとおり)

六十九 (現行のとおり)

七十 (現行のとおり)

七十一 (現行のとおり)

七十二 (現行のとおり)

(普通地域内における行為の届出)

第二十六条 条例第十三条第一項の規定による届出は、別記第三十
二号様式による届出書を提出して行うものとする。

2から4まで (現行のとおり)

第二十七条 (現行のとおり)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第二十八条 条例第十三条第七項第三号に規定する規則で定める行
為は、次に掲げるものとする。

- 一 第二十五条第一号から第十六号まで、第二十四号から第二
七号まで、第三十八号から第四十二号まで、第五十四号又は第
五十五号に掲げる行為

1から16まで (現行のとおり)

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第二十九条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けた行為又

五十八 (略)

五十九 (略)

六十 (略)

六十一 (略)

六十二 (略)

(普通地域内における行為の届出)

第二十五条 条例第十三条第一項の規定による届出は、別記第三十
号様式による届出書を提出して行うものとする。

2から4まで (略)

第二十六条 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第二十七条 条例第十三条第七項第二号に規定する規則で定める行
為は、次に掲げるものとする。

- 一 第二十四条第一号から第十六号まで、第二十四号から第二
七号まで、第三十八号から第四十二号まで、第四十四号又は第
四十五号に掲げる行為

1から16まで (略)

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第二十八条 条例第十二条第一項の規定による許可を受けた行為又

は条例第十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第二十条第二項及び第三項又は第二十六条第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面（以下この条において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2及び3（現行のとおり）

第三十条（現行のとおり）

第三節 風景地保護協定及び公園管理団体

（風景地保護協定の基準）

第三十一条 条例第十八条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養蚕の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでならない。
- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する

は条例第十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第二十条第二項及び第三項又は第二十五条第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面（以下この条において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2及び3（略）

第二十九条（略）

事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならぬ。

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、築箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならぬ。

五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならぬ。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならぬ。

七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づき計画と整合性のとれたものでなければならぬ。

八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づき公共の用に供する施設の管理に特段の支障が生じないものでなければならぬ。

(風景地保護協定に係る協議及び認可の申請)

第三十二条 条例第十八条第四項の規定による同意を得ようとする

者は、別記第三十三号様式による協議書を知事に提出しなければならない。

2 条例第十八条第五項の規定による認可を受けようとする者は、

別記第三十四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(風景地保護協定の告示等)

第三十三条 条例第十九条第一項(条例第十九条第三項及び条例第

二十二条の規定により準用する場合を含む。)の規定による告示

(関係区市町村の長が行う場合にあつては、公示。次条において同じ。)は、次に掲げる事項について行つものとする。

一 風景地保護協定の名称

二 風景地保護協定区域

三 風景地保護協定の有効期間

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要

とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の告示等)

第三十四条 前条の規定は、条例第二十一条（条例第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による告示について準用する。

（風景地保護協定の変更に係る協議及び認可の申請）

第三十五条 条例第二十二条において準用する条例第十八条第四項の規定による同意を得ようとする者は、別記第三十五号様式による協議書を知事に提出しなければならない。

2 条例第二十二条において準用する条例第十八条第五項の規定による認可を受けようとする者は、別記第三十六号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

（公園管理団体の指定の申請書）

第三十六條 条例第二十四條第一項の規定による公園管理団体の指定を受けようとする者は、別記第三十七号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第二十四條第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行つものとする。

- 1 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とする団体であること。
- 11 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行つことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 前各号に掲げるもののほか、条例第二十五条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

3 条例第二十四条第三項の規定による変更の届出は、別記第三十号様式による届出書を提出して行うものとする。

第四節 雑則

(証明書の様式)

第三十七条 条例第十四条第三項、条例第十五条第三項、条例第十七条第三項若しくは条例第三十六条第四項又は第十四条第二項(第十八条において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、別記第三十九号様式による。

(負担金の徴収方法等)

第三十八条 都は、条例第三十二条の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担せよとする場合においては、負担せよとする者の意見を聴かなければならない。

(補償請求書)

第三十九条 条例第三十八条第二項(同条第五項において準用する

第三節 雑則

(証明書の様式)

第三十条 条例第十五条第三項、第十七条第三項若しくは第二十四条第四項又は第十四条第二項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定により職員の携帯する証明書は、別記第三十一号様式による。

(負担金の徴収方法等)

第三十一条 都は、条例第二十条の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担せよとする場合においては、負担せよとする者の意見を聴かなければならない。

(補償請求書)

第三十二条 条例第二十六条第二項(同条第五項において準用する

場合を含む。)の規定により補償を請求しようとする者は、別記第四十号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(国に対する特例)

第四十条 条例第三十九条第一項の規定による協議は、第二十条に規定する申請の例により行つものとする。

2 条例第三十九条第二項の規定による通知は、第二十六条に規定する届出の例により行つものとする。

第四十一条 (現行のとおり)

第三章 自然公園施設

第一節 自然公園施設の設置等

(休業日等)

第四十二条 条例第四十二条の自然公園施設及び附帯施設の休業日及び使用時間並びに有料用具の使用することができない日及び使用時間は、別表第二のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれらを変更し、又は臨時に指定することができる。

(自然公園施設の一般基準)

第四十三条 知事は、自然公園施設を設置するに当たっては、自然環境の保全及び回復並びに利用者の利便の増進をその基本とし、条例第四十条に規定する自然公園施設の種類の目的が十分に

場合を含む。)の規定により補償を請求しようとする者は、別記第三十二号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(国に対する特例)

第三十三条 条例第二十七条第一項の規定による協議は、第二十条に規定する申請の例により行つものとする。

2 条例第二十七条第二項の規定による通知は、第二十五条に規定する届出の例により行つものとする。

第三十四条 (略)

第三章 自然公園施設

第一節 自然公園施設の設置等

(休業日等)

第三十五条 条例第三十条の自然公園施設及び附帯施設の休業日及び使用時間並びに有料用具の使用することができない日及び使用時間は、別表第二のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれらを変更し、又は臨時に指定することができる。

(自然公園施設の一般基準)

第三十六条 知事は、自然公園施設を設置するに当たっては、自然環境の保全及び回復並びに利用者の利便の増進をその基本とし、条例第二十八条に規定する自然公園施設の種類の目的が十分に

達成されるよう、その配置、規模等について配慮するものとする。

第四十四条（現行のとおり）

第二節 都以外の者の自然公園施設の管理等

（許可申請書）

第四十五条 条例第四十四条第二項の許可を受けようとする者は、別記第四十一号様式又は第四十二号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第四十四条第六項において準用する同条第二項の許可を受けようとする者は、別記第四十一号様式から第四十三号様式までによる申請書を知事に提出しなければならない。

（土地等の使用料等）

第四十六条 条例第四十六条第一項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第三のとおりとする。

2（現行のとおり）

（保証金等）

第四十七条 条例第四十六条第三項に規定する規則で定める保証金の額、充当及び還付については、それぞれ次に定めるとおりとする。

に達成されるよう、その配置、規模等について配慮するものとする。

第三十七条（略）

第二節 都以外の者の自然公園施設の管理等

（許可申請書）

第三十八条 条例第三十二条第二項の許可を受けようとする者は、別記第三十三号様式又は第三十四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第三十二条第六項において準用する条例第三十二条第二項の許可を受けようとする者は、別記第三十三号様式から第三十五号様式までによる申請書を知事に提出しなければならない。

（土地等の使用料等）

第三十九条 条例第三十四条第一項に規定する規則で定める使用料の額は、別表第三のとおりとする。

2（略）

（保証金等）

第四十条 条例第三十四条第三項に規定する規則で定める保証金の額、充当及び還付については、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

一から三まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第四十六条第二項の保証人は、都内に住所(法人の場合にあつては、主たる事務所)を有する者であつて、かつ、債務を十分に担保できると認められる額の所得又は固定資産を有するものでなければならない。

第三節 自然公園施設の占用

(許可申請書)

第四十八条 条例第四十八条第一項の許可を受けようとする者は、別記第四十四号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第四十八条第二項の許可を受けようとする者は、別記第四十五号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(軽易な変更等)

第四十九条 条例第四十八条第二項に規定する規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

一から三まで (現行のとおり)

(占用の期間)

第五十条 条例第四十八条第三項の規則で定める期間は、次の各号

一から三まで (略)

2 (略)

3 条例第三十四条第二項の保証人は、都内に住所(法人の場合にあつては、主たる事務所)を有する者であつて、かつ、債務を十分に担保できると認められる額の所得又は固定資産を有するものでなければならない。

第三節 自然公園施設の占用

(許可申請書)

第四十一条 条例第三十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記第三十六号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第三十六条第二項の許可を受けようとする者は、別記第三十七号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(軽易な変更等)

第四十二条 条例第三十六条第二項に規定する規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

一から三まで (略)

(占用の期間)

第四十三条 条例第三十六条第三項の規則で定める期間は、次の各

に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一から五まで（現行のとおり）

（物件等を設けない占用の許可申請書）

第五十一条 条例第四十九条第一項の許可を受けようとする者は、別記第四十六号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第四十九条第二項において準用する条例第四十八条第二項の許可を受けようとする者は、別記第四十五号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第四十九条第二項において準用する条例第四十八条第三項の規則で定める期間は三月とする。

（物件等）

第五十二条 条例第五十条第一項第一号に規定する規則で定める物件等は、次に掲げるものとする。

一から三まで（現行のとおり）

（物件等の外観配置及び構造）

第五十三条 条例第五十条第一項第二号の規則で定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。

一から三まで（現行のとおり）

号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一から五まで（略）

（物件等を設けない占用の許可申請書）

第四十四条 条例第三十七条第一項の許可を受けようとする者は、別記第三十八号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第三十七条第二項において準用する条例第三十六条第二項の許可を受けようとする者は、別記第三十七号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第三十七条第二項において準用する条例第三十六条第三項の規則で定める期間は三月とする。

（物件等）

第四十五条 条例第三十八条第一項第一号に規定する規則で定める物件等は、次に掲げるものとする。

一から三まで（略）

（物件等の外観配置及び構造）

第四十六条 条例第三十八条第一項第二号の規則で定める技術的基準は、次に掲げるとおりとする。

一から三まで（略）

第五十四條 (現行のとおり)

第五十五條 (現行のとおり)

(占用料)

第五十六條 条例第五十一條に規定する規則で定める占用料の額は、別表第四のとおりとする。

2及び3 (現行のとおり)

(占用の許可の保証金等)

第五十七條 第四十七條の規定は、自然公園施設の占用の許可に際し徴収する保証金の額、充当及び還付並びに保証人の資格について準用する。この場合において同条中「使用料」とあるのは「占用料」と読み替えるものとする。

第四節 有料施設及び有料用具

(使用)

第五十八條 条例第五十三條の承認を受けようとする者は、別記第四十七号様式による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、使用券の交付を受けて有料施設又は有料用具を使用する場合はこの限りでない。

2 知事は、条例第五十三條の規定により使用を承認したときは、別記第四十八号様式による承認書を交付する。

第四十七條 (略)

第四十八條 (略)

(占用料)

第四十九條 条例第三十九條に規定する規則で定める占用料の額は、別表第四のとおりとする。

2及び3 (略)

(占用の許可の保証金等)

第五十條 第四十條の規定は、自然公園施設の占用の許可に際し徴収する保証金の額、充当及び還付並びに保証人の資格について準用する。この場合において同条中「使用料」とあるのは「占用料」と読み替えるものとする。

第四節 有料施設及び有料用具

(使用)

第五十一條 条例第四十一條の承認を受けようとする者は、別記第三十九号様式による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、使用券の交付を受けて有料施設又は有料用具を使用する場合はこの限りではない。

2 知事は、条例第四十一條の規定により使用を承認したときは、別記第四十号様式による承認書を交付する。

3 及び 4 (現行のとおり)

(使用料)

第五十九条 条例第五十四条に規定する規則で定める有料施設及び
有料用具の使用料の額は、別表第五のとおりとする。

2 (現行のとおり)

第六十条 (現行のとおり)

(国等に対する特例)

第六十一条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他
知事が相当の理由があると認めた場合は、第五十八条(第四項を
除く。)並びに前条第一項及び第三項の規定によらないことができ
る。

(使用料の還付)

第六十二条 有料施設の使用料は、次の各号のいずれかに該当する
ときは、条例第六十二条ただし書の規定により還付することができ
る。

1 から三まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 第一項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別記
第四十九号様式による使用料還付請求書を知事に提出しなければ

3 及び 4 (略)

(使用料)

第五十二条 条例第四十二条に規定する規則で定める有料施設及び
有料用具の使用料の額は、別表第五のとおりとする。

2 (略)

第五十三条 (略)

(国等に対する特例)

第五十四条 国又は地方公共団体が有料施設を使用する場合その他
知事が相当の理由があると認めた場合は、第五十一条(第四項を
除く。)並びに前条第一項及び第三項の規定によらないことができ
る。

(使用料の還付)

第五十五条 有料施設の使用料は、次の各号のいずれかに該当する
ときは、条例第五十条ただし書の規定により還付することができ
る。

1 から三まで (略)

2 (略)

3 第一項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別記
第四十一号様式による使用料還付請求書を知事に提出しなければ

ならない。ただし、使用券の交付を受けて有料施設を利用する場合は、使用券を知事に提出しなければならない。

第五節 雑則

(知事の権限の代行)

第六十三條 他の工作物の管理者が自然公園施設を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が条例第五十六條第三項の規定により知事に代わって行うことのできる権限は、自然公園施設台帳を作成し、及びこれを保管すること以外のものとする。

(知事の権限を代行した場合における知事への通知)

第六十四條 他の工作物の管理者が自然公園施設を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が条例第五十六條第三項の規定により知事に代わって条例第四十四條第二項(条例第四十四條第六項において準用する場合を含む。)又は条例第四十八條第一項若しくは第二項の許可を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

一から三まで (現行のとおり)

2 前項の場合において、当該他の工作物の管理者が条例第五十六條第三項の規定により知事に代わって条例第六十四條第一項又は第二項の規定による処分又は必要な措置の命令(以下この項にお

ならない。ただし、使用券の交付を受けて有料施設を利用する場合は、使用券を知事に提出しなければならない。

第五節 雑則

(知事の権限の代行)

第五十六條 他の工作物の管理者が自然公園施設を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が条例第四十四條第三項の規定により知事に代わって行うことのできる権限は、自然公園施設台帳を作成し、及びこれを保管すること以外のものとする。

(知事の権限を代行した場合における知事への通知)

第五十七條 他の工作物の管理者が自然公園施設を管理する場合において、当該他の工作物の管理者が条例第四十四條第三項の規定により知事に代わって条例第三十二條第二項(条例第三十二條第六項において準用する場合を含む。)又は条例第三十六條第一項若しくは第二項の許可を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

一から三まで (略)

2 前項の場合において、当該他の工作物の管理者が条例第四十四條第三項の規定により知事に代わって条例第五十二條第一項又は第一項の規定による処分又は必要な措置の命令(以下この項にお

いて「監督処分」という。)を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

一及び二 (現行のとおり)

(行為の制限)

第六十五条 条例第五十八条ただし書の許可を受けようとする者は、知事に別記第五十号様式による申請書を提出しなければならない。

(使用料等の減免等)

第六十六条 幼稚園(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びにこれらに準ずるものを含む。)の園児、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)の児童又は中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部、中等教育学校の前期課程並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)の生徒が、正規の教課のため、教員に引率されて自然公園施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合、知事は、条例第六十三条の規定により、その写真撮影のための占用料の全部を免除することができる。

2 知事は、前項の場合のほか、特に必要と認めるときは、条例第

いて「監督処分」という。)を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。

一及び二 (略)

(行為の制限)

第五十八条 条例第四十六条ただし書の許可を受けようとする者は、知事に別記第四十一号様式による申請書を提出しなければならない。

(使用料等の減免等)

第五十九条 幼稚園(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部並びにこれらに準ずるものを含む。)の園児、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)の児童又は中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部、中等教育学校の前期課程並びにこれらに準ずるものを含む。以下同じ。)の生徒が、正規の教課のため、教員に引率されて自然公園施設を使用する場合において、これに付添いの写真師が、当該団体の記念撮影をする場合、知事は、条例第五十一条の規定により、その写真撮影のための占用料の全部を免除することができる。

2 知事は、前項の場合のほか、特に必要と認めるときは、条例第

六十三条の規定により、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

- 3 前二項の規定により、使用料又は占用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第五十一号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(管理委託)

第六十七条 条例第六十六条第一項第三号の知事が特に必要と認める事務は、自然公園施設にかかわる歳入の徴収の事務とする。

第六十八条 (現行のとおり)

五十一条の規定により、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

- 3 前二項の規定により、使用料又は占用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第四十三号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(管理委託)

第六十条 条例第五十四条第一項第三号の知事が特に必要と認める事務は、自然公園施設に係わる歳入の徴収の事務とする。

第六十一条 (略)